

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター人工透析患者送迎サービス 実施規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター一定款第17条に規定する香取おみがわ医療センター（以下「医療センター」という。）で人工透析治療を受けている者（以下「人工透析患者」という。）に対し、通院のための送迎サービスを行うことにより、安心して継続的に人工透析治療を受けることができる環境を整備することを目的とする。

(業務)

第2条 理事長は、人工透析患者の通院のための送迎サービス業務を、送迎サービス用自動車（以下「送迎車」という。）を運行して行うものとする。

2 前項の業務は、外部に委託して行うことができる。

(利用対象者)

第3条 送迎サービスの利用対象者は、自力（家族等の介助を含む。）で通院することが困難な人工透析患者であって、次に掲げるものとする。ただし、自力（家族等の介助を含む。）で送迎車に乗降が可能な者に限る。

(1) 利用の申請時において、香取市に居住している者

(2) 令和5年4月1日時点において、東庄町に居住している者

(3) 前各号に掲げる者のほか、理事長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、人工透析患者につき添って送迎車に同乗し、当該人工透析患者の送迎車乗降時等に介助を行う者は、送迎サービスの利用対象者となることができる。

(利用の範囲)

第4条 送迎サービスの利用範囲は、医療センターにおいて人工透析治療を受けるために通院する場合で、香取市の区域とする。

(利用の申請)

第5条 送迎サービスを利用しようとする利用対象者（以下「申請者」という。）は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター人工透析患者送迎サービス利用申請書（別記第1号様式）に送迎サービス利用誓約書（別記第2号様式）を添えて、送迎サービスの利用を開始しようとする日の1箇月前までに、理事長に申請しな

ければならない。

(利用の決定)

第6条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、送迎サービスの実施状況及び申請者の体調や家庭環境等を考慮した上で、利用の可否について決定し、その旨を地方独立行政法人香取おみがわ医療センター人工透析患者送迎サービス利用可否決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(利用者証の交付)

第7条 理事長は、前条の規定により送迎サービス利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター人工透析患者送迎サービス利用者証（別記第4号様式。以下「利用者証」という。）を交付する。

(利用者証の取扱い)

第8条 利用者は、利用者証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(利用の停止)

第9条 理事長は、利用者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、送迎サービスの利用を一時的に停止することができる。

- (1) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）の発症により、送迎車に同乗する者等に当該感染症がまん延する可能性がある場合
- (2) 送迎車に乗降する予定の時刻に著しく遅れることが度重なり発生する場合
- (3) 第12条に規定する利用者の責務を守らない場合

2 理事長は、利用者が前項各号に掲げる場合に該当しなくなったときは、前項に規定する送迎サービスの利用の停止を解除する。

(利用の決定の取消し)

第10条 理事長は、利用者が第3条に規定する要件に該当しなくなった場合又は送迎サービスの実施に著しい支障を来していると判断した場合は、送迎サービスの利用の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用の決定の取消しを受けた利用者は、速やかに利用者証を理事長に返還しなければならない。

(利用料)

第11条 送迎サービスの利用料は、無料とする。

(利用者の責務)

第12条 利用者は、送迎サービスの利用に当たり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 理事長が定めた運行時刻及び乗降地に従って送迎車を乗降し、途中下車を行わないこと。
- (2) 乗車予定時刻に遅れた場合、乗車をしないこと。
- (3) 送迎サービス業務に従事する者（以下「送迎従事者」という。）の指示及び指導に従うこと。
- (4) 乗車時に利用者証を送迎従事者に提示すること。

(送迎従事者の責務)

第13条 送迎従事者は、送迎車の運転中又は利用者の乗降時において、利用者の安全に配慮しなければならない。

2 送迎従事者は、利用者の安全を確保するために必要な指示及び指導を行うものとする。

(その他)

第14条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、送迎サービスの利用範囲については、第4条の規定にかかわらず、香取市及び東庄町の区域とする。

別記

第1号様式（第5条） 略

第2号様式（第5条） 略

第3号様式（第6条） 略

第4号様式（第7条） 略